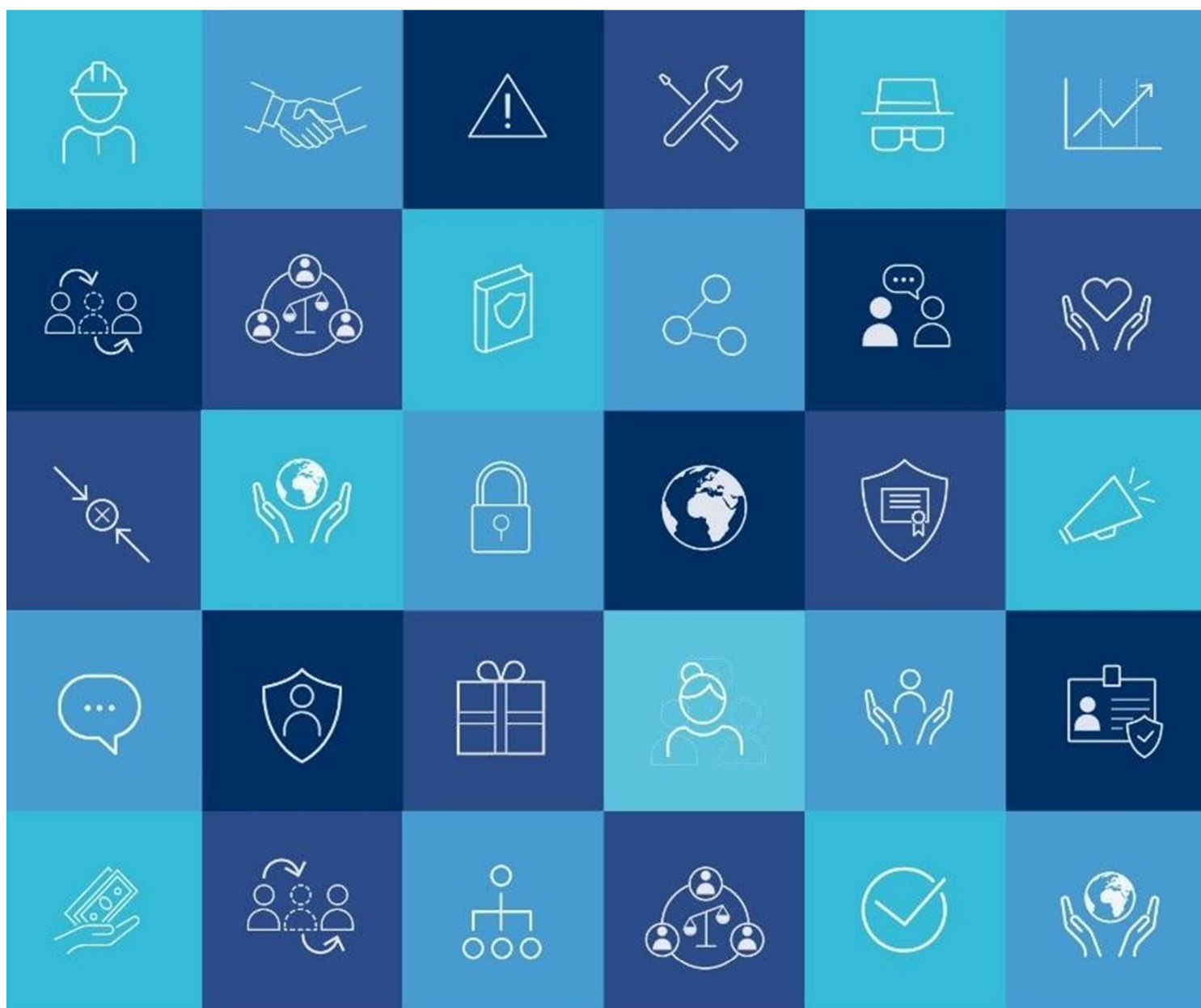


サプライヤー行動規範



はじめに

1	エア・リキードは、事業を行うにあたり最も高い基準を遵守し、特に以下の取り組みを行います。 ▶ 人権および労働者の権利の尊重および推進 ▶ 環境への配慮 エア・リキードは以下の文書に署名しています。 ▶ 国連グローバル・コンパクト (UN Global Compact) その 10 原則には人権、国際労働基準、環境、腐敗防止が含まれます。 ▶ レスポンシブル・ケア世界憲章 (Responsible Care Global Charter) 国際化学工業協会協議会 (International Council of Chemical Associations)によって推進されており、当該憲章の署名者は、健康、安全、環境保護に関して世界の化学業界の事業遂行をより良いものとします。 これらの取組みとエア・リキードの行動原則に従い、エア・リキードの仕入先（サプライヤーおよび協力会社、当該サプライヤーおよび協力会社の仕入先、それらの親会社、子会社および関連会社、従業員（臨時・契約社員か否かを問いません。）、その他エア・リキードのグループ会社に商品または役務を提供するすべての者。以下「サプライヤー」と総称します。）がエア・リキード サプライヤー行動規範およびエア・リキード行動規範を遵守することは、エア・リキードとの取引の前提条件となります。
---	---

法令および規則の遵守

2	サプライヤーは以下の各項目を遵守します。 ▶ 適用されるすべての法令 ▶ （適用される場合）すべての国際協定および国際条約 特に以下の項目は重要となります。 ▶ 人権、社会権、労働者の権利 ▶ 健康、安全、セキュリティ ▶ 環境への配慮 ▶ 腐敗防止、競争法および国際貿易に関するコンプライアンスを含む企業倫理の実践 ▶ 資産保護（情報とデータを含む）
---	--

人権、社会権および労働者の権利

3	エア・リキードは、以下に定められている原則を共有します。 ▶ 国際人権章典 ▶ 労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関（ILO）宣言 ▶ 経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針 ▶ 国連ビジネスと人権に関する指導原則（UNGPs）
4	サプライヤーは、以下のことを遵守します。 ▶ 国際的に宣言されている人権を支持し、尊重すること ▶ 人権侵害に加担しないこと ▶ 社会における人権リスクを特定すること 上記を達成するために、サプライヤーは以下のことを遵守します。 ▶ 非自発的囚人労働および現代奴隷制を含むあらゆる形態の強制労働を禁止すること。 ▶ 児童労働を禁止すること。 ・最低労働年齢は、適用される法律に基づく法定最低年齢または 15 歳のいずれか高い年齢を下回ってはならない。 ・危険な作業、すなわち労働者の健康、安全または倫理観を脅かす作業に従事する労働者は 18 歳未満であってはならない。 ▶ 結社の自由および団体交渉権の実効的承認を支持すること。 ▶ 雇用および職業に関する差別をなくすこと。 ▶ すべての従業員がいかなる形態のハラスメントのリスクもない環境で働けることを保証すること。 ▶ 時間外労働を含む労働時間に関して適用される法律および産業別の労働規則を遵守すること。 ▶ 最低賃金を含め、少なくともそれぞれの国内法で規定された賃金と手当を提供すること。また、産業および各国の労働市場における慣行に沿った賃金と福利厚生を提供し、地域の生活環境に応じた公正な報酬を確保すること。 ▶ 公正で倫理的な採用方法を用いる許認可を取得した人材紹介会社を起用すること。 ▶ 不法な立ち退き、土地、森林、水域の不法な取得を禁止すること。
5	▶ サプライヤーは、会社の事業を守るためのすべてのセキュリティ従事者が、適用される法律を遵守することを確保します。

職場における健康、安全、安心

6	▶すべての従業員は、個人の尊厳が損なわれる危険がなく、健康、安全、安心が確保された労働環境で働く権利を有しているとエア・リキードは考えています。
7	サプライヤーは以下のことを遵守します。 ▶ 従業員および協力会社の健康、安全、安心の確保を目的とした法令および規則を遵守すること。 ▶ サプライヤーおよび協力会社の施設での作業において、エア・リキードの従業員の健康、安全、安心を確保すること。 ▶ エア・リキードのライフ・セービング・ルールを遵守すること。 上記を達成するために、サプライヤーは、以下のことを遵守します。 ▶ 労働安全衛生に関するポリシーまたは適宜必要とされる安全管理システムを制定し、維持すること。 ▶ 安全な作業ができない場合は、作業を中止または拒否すること。 ▶ 休業災害の件数を追跡管理すること。 ▶ 休業災害の件数削減のためにあらゆる対策を実施すること。

環境の尊重

8	環境保護はエア・リキードの価値観の中核をなしています。 気候変動と生物多様性の問題に対処するため、エア・リキードは、持続可能な未来のために行動するという長年のコミットメントを強化し、特に CO₂ 排出量を削減してきました。
---	--

9	サプライヤーは、エア・リキードの環境保護（環境要件、気候変動、持続可能な調達など）への取り組みおよびコミットメントに貢献することを求めます。 上記を達成するために、サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ 適用される環境保護規制を遵守すること。 ▶ 環境リスクを特定すること。 ▶ 気候変動とクリーンエネルギーへの移行に対応すること。 ▶ エア・リキードの 2050 年カーボンニュートラル目標に対する、2025 年と 2035 年の削減マイルストーンを踏まえた CO₂ 排出量削減に貢献すること。 ▶ 天然資源（水、森林など）と生物多様性の保全に取り組むこと。 ▶ 環境への悪影響を回避または最小化するために、自社の活動とサプライチェーンを構成すること（汚染物質の排出、廃棄物など）。 ▶ より環境にやさしい製品、プロセス、サービスにするため（リサイクルや循環型経済など）、継続的な改善に努めること。
10	サプライヤーは、土壌汚染、水質汚染、大気汚染、有害な騒音排出、過度の水消費を行ってはなりません。サプライヤーは、そうした有害な環境変異は以下の悪影響を及ぼし得ることを認識します。 ▶ 食糧の保全と生産のための自然基盤を著しく損なうこと。 ▶ 安全で清潔な飲料水の入手を妨げること。 ▶ 衛生施設の利用を困難にし、または衛生施設を毀損すること。 ▶ 人の健康を害すること。

企業倫理の実践

11	利益相反の回避 エア・リキードの従業員は、間接的か直接的であるかを問わず、個人の利益とエア・リキードの利益が相反するおそれのある状況を回避しなければなりません。エア・リキードの従業員であると同時に、顧客、サプライヤーまたは競合他社のために働くことは、利益相反関係になる可能性があります。 サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ エア・リキードの従業員と接触する際には特にこれらの原則を遵守すること。 ▶ 潜在的または現に存在する利益相反を直ちにエア・リキードに報告すること。エシコール（EthiCall）による報告はその一例です（20 - 通報制度）。
----	---

汚職の防止

エア・リキードの従業員およびサプライヤーは、直接または仲介者を通じて、以下の行為を行ってはなりません。

- ▶ 有利な取扱いを得るために、またはエア・リキードを含む交渉の結果に影響を及ぼすために、私人、いかなる国であれ政府もしくは政府に準じた機関、政府に支配されている機関または政府のために機能を遂行している機関の従事者や代表者、または、その他の者に対して、形態を問わず不当な利益を配分、提供または付与すること。

エア・リキードの従業員は以下の行為を行ってはなりません。

- ▶ サプライヤーに対し、形態を問わず何らかの支払いまたは報酬を提供すること、または、サプライヤーからこれらを受領すること。

サプライヤーは、以下のことを行います。

- ▶ これらの原則を遵守し、自社の協力会社や仕入先にも遵守させること。
- ▶ 腐敗行為を禁止し処分する内部規則を含め、腐敗を検知・防止することを目的とするコンプライアンスプログラムを施行すること。
- ▶ 従業員に対する認知度向上の施策、取引先の評価および適切な管理システムの実施。
- ▶ 自社の従業員、協力会社および仕入先を対象に本サプライヤー行動規範、特に倫理性と誠実性および腐敗防止・贈収賄に関する研修を行うプロセスを確立し、展開すること。

12 注：

サプライヤーに対して供与され、または、サプライヤーから受領する贈答品としては、会社のブランドイメージを高め、エア・リキードとの良好な取引関係を維持することのみを目的とする、高額でない企業贈答品のみが認められます。接待・贈答は、価値、時期、頻度において妥当なものでなければならず、一般的なビジネス慣行に沿ったものである必要があるほか、接待・贈答に関する各当事者の方針、エア・リキードの現地法人が事業を行う国の法律または規制、（もし国が異なる場合）サプライヤーが事業を行う国の法律、Sapin II 法その他の適用法を遵守したものでなければなりません。

サプライヤーは、第三者との関係においても同様の方針を適用することが推奨されます。

13	国際貿易に関する遵守 サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ 輸出規制、禁輸措置、国、企業または個人を含む対象への制裁など、適用される国際貿易規制を遵守すること。 ▶ 自社の製品、ソフトウェア、技術またはサービスの提供における輸出、再輸出、または移転に課される可能性のある制約を開示すること。 ▶ 契約締結時または注文受領時に、輸出規制の対象となる納品物またはサービス（規制品目、ソフトウェアまたは技術の統合により直接的または間接的に輸出規制の対象となるもの）を特定すること。 ▶ 輸出規制または分類が変更された場合、当該情報を提供すること。 ▶ 適用される輸出規制に関する情報をエア・リキードに提供すること。 ▶ エア・リキードの要求に応じてすべての必要な該否判定に係る情報を提供すること。
14	競争法の遵守 サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ 事業を行う国で適用される公正取引や競争に関する法律を厳守すること。 サプライヤーは、以下のことを行ってはなりません。 ▶ 競合他社、顧客、サプライヤーに関する機微情報を交換または開示すること。 注： 公正取引または競争に関連する法律は、競争や取引を制限したり歪めたりする可能性のある合意や慣行を禁じています。こうした禁止事項には、価格カルテル、入札談合、市場・地域・顧客に関する競合者間の談合、正当な理由のない特定の顧客やサプライヤーとの取引拒否または不平等な取扱いをすることが含まれますが、これらに限定されるものではありません。

資産の保護と適切な使用

15	知的財産の保護 サプライヤーは、エア・リキードおよび第三者の知的財産権を尊重します。
16	エア・リキードの名称の使用および公表 サプライヤーは、エア・リキードまたはエア・リキードのグループ会社の名称、商標、サービスマーク、ロゴ、またはサプライヤーがエア・リキードと取引しているという事実を、エア・リキードが書面で明確に許可しない限り、広告、宣伝物、または第三者とのその他の取組みにおいて使用することはできません。
17	情報と個人データの保護 サプライヤーは、以下のことを行ってはなりません。 ▶ 技術上、商業上またはビジネス上の秘密情報、個人情報（特に健康情報）、図面、設計、データ、ソフトウェア等、エア・リキードが秘密であると特定し、またはサプライヤーがエア・リキードの秘密であると合理的に認知できるその他の情報を、第三者に開示し、または自らのために利用すること。 サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ 自らの秘密情報の保護の程度と同程度以上の注意をもって秘密情報を維持すること。 ▶ 改ざんや漏洩を防止するための必要なすべての予防措置および国内外の規制にかかわる予防措置を講じることにより、個人を識別する情報、業務上の情報または私的情報を保護すること。 ▶ 個人情報が適用される法を遵守して処理され、不正または違法な処理、紛失、改ざん、誤用、開示またはその他の送信に対する適切な安全管理措置の対象となっていることを確実にすること。 ▶ 要求があった場合、またはサプライヤーとエア・リキードとの取引関係が終了した場合、秘密情報および個人情報を返却または破棄すること。 ▶ 守秘義務違反または秘密情報の漏洩があった場合、エア・リキードに速やかに通知すること。
18	資産と資源の保護 サプライヤーは、以下のことを行ってはなりません。 ▶ エア・リキードにより提供された資産または資源を複製し、リバースエンジニアリングを試行し、逆コンパイルし、または逆アセンブルすること。ただし、エア・リキードが書面で明確に許可した場合を除きます。 サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ エア・リキードが提供する資産および資源を十分に保護すること。 ▶ 要求があった場合、またはサプライヤーとエア・リキードとの取引関係が終了した場合、速やかに資産を返却すること。 ▶ 資産をその意図された目的に従い、エア・リキードの要求に従って使用すること。

紛争鉱物

19	サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ 製品またはサプライチェーンに紛争地域から調達した鉱物を含む禁止物質が存在しないこと、または使用されていないことを確実にすること。 ▶ 可能な限り、エア・リキードに供給される製品の製造に使用されるタンタル、スズ、タングステン、金などの特定の鉱物の原産地を特定し、加工・流通過程を追跡すること。 ▶ エア・リキードの要求に応じて、これらの管理措置を利用できるようにすること。
----	--

通報制度

20	エア・リキードの通報システムである EthiCall¹は、すべてのサプライヤー、協力会社、その他外部の利害関係者およびそれらの従業員が利用できます。 このシステムにより、エア・リキードの活動に関連して発生する可能性が高い、現に存在しまたは合理的に疑われる倫理違反や不正行為に関して警告を発することができます。 それらは例えば以下の事項に関連する可能性があります。 ▶ 詐欺 ▶ 競争法違反 ▶ 腐敗 ▶ 情報と個人情報の保護 ▶ 利益相反 ▶ 人権侵害、虐待 ▶ 嫌がらせ ▶ 安全衛生または環境問題 ▶ 差別 この通報システムは、エア・リキードグループのウェブサイトの専用ページに記載されています。エア・リキードの通報に関する方針も、同じウェブページでご覧いただけます。
----	---

エア・リキード サプライヤー行動規範の遵守、評価、監査

21	エア・リキードは、本サプライヤー行動規範とその実施プログラムを定期的に見直します。 すべての改訂版は、サプライヤーに適用されるものとします。 エア・リキードは、エア・リキードまたは第三者によるアンケートまたは監査など、いかなる形であれ、サプライヤーが本サプライヤー行動規範に記載された規定の遵守を確認する権利を有します。 サプライヤーが本サプライヤー行動規範の条項に違反した場合、特に腐敗防止に関する義務に違反した場合、エア・リキードの裁量により当該サプライヤーとの取引関係を終了する権利を有します。
----	--

¹ Airgas は EthicsPoint というシステムを採用しています。

22	サプライヤーは、以下のことを行います。 ▶ サプライヤー自身の仕入先および協力会社によるエア・リキードのサプライヤー行動規範の遵守を確実にすること。 ▶ 関連する財務関連書類等の文書およびウェブサイトのアクセスを含め、完全かつ正確な情報を提供すること。
----	--

定義

23	サプライヤー	エア・リキードのサプライヤーおよび協力会社、サプライヤーおよび協力会社自身の仕入先、協力会社、子会社および関連会社、従業員（臨時・契約社員か否かを問いません）、ならびにエア・リキードのグループ会社に商品または役務を提供する第三者
	利益相反	組織内の職務と個人的利害との間に相反があり、組織のための独立、公平かつ客観的な職務遂行に影響を与える、または与えるように見える状況
	危険な作業	労働者の健康、安全、倫理観を脅かす可能性のある作業